

# 奈良県道路啓開計画協議会

## 第1回 協議会

開催日：令和8年6月9日（火） 13:15～

開催場所：奈良国道事務所 4F 会議室

## 議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

（1）奈良県道路啓開計画協議会の規約について

（2）奈良県の道路啓開計画及び道路啓開の最近の動向について

（3）今後の進め方

4. その他

5. 閉 会

## 議事次第に対応した資料

議題	提示資料
1. 奈良県道路啓開計画協議会の規約について	資料1：奈良県道路啓開計画協議会規約（案）
2. 奈良県の道路啓開計画及び道路啓開の最近の動向について	資料2：奈良県の道路啓開計画及び道路啓開の最近の動向
3. 今後の進め方	資料3：今後の進め方

## 奈良県道路啓開計画協議会規約（案）

### （名称）

第 1 条 本会は、「奈良県道路啓開計画協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

### （目的）

第 2 条 協議会は、大規模災害発生時における道路啓開を迅速かつ円滑に実施するため、奈良県における、道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 22 条の 3 に定める道路啓開計画を策定し、道路啓開の実施に係る連絡調整その他道路啓開を効果的に行うために必要な協議を行い、道路啓開の実効性向上を目的とする。

### （協議事項）

第 3 条 協議会は、第 2 条の目的を達成するため、次の事項について協議を行うものとする。

- （1）対象となる災害の種類や道路啓開の目標に関すること。
- （2）優先的に道路啓開を実施する路線・区間やその方法に関すること。
- （3）道路啓開に必要な資機材の備蓄又は調達に関すること。
- （4）道路啓開に関する実践的な訓練、情報収集及び伝達に関すること。
- （5）その他、前条の目的を達成するために必要な事項。

### （組織）

第 4 条 協議会は、第 2 条の目的を達成するために、関連道路管理者及び各種関係団体等（以下、「構成員」という。）をもって組織する。

- 2 協議会には会長、副会長を置くものとし、会長は奈良県 県土マネジメント部長を、副会長は奈良国道事務所長をもって充てる。
- 3 会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 協議会の構成員は、別紙 1 のとおりとする。ただし、会長は、必要に応じ構成員以外の者の協議会への出席を求めることができる。
- 5 協議会は、実務的な検討を行うためのワーキンググループを設けることができる。ワーキンググループを設置した場合は、検討結果を協議会に報告しなければならない。

### （協議結果の尊重）

第 5 条 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(協議会及び協議会の資料等の公開)

第6条 協議会は原則として非公開とする。

2 協議会の配付資料及び議事概要は、遅延なく公開するものとする。ただし、道路啓開計画の作成に支障が生じる恐れがあるときは、協議会に諮り、配付資料及び議事概要の全部又は一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 協議会の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

2 事務局は近畿地方整備局 道路部 道路管理課、奈良国道事務所 管理第二課、奈良県 県土マネジメント部 道路マネジメント課とする。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正等は、協議会の協議により行うものとする。

(その他)

第9条 協議会は、法第28条の2第1項の規定に基づき設置するものであり、本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、令和8年6月9日から施行する。

## 奈良県道路啓開計画協議会 名簿

(順不同)

機 関	役 職	備 考
【道路管理者】		
近畿地方整備局 道路部	道路情報管理官	
近畿地方整備局 防災室	防災室長	
近畿地方整備局 奈良国道事務所	奈良国道事務所長	副会長
奈良県 県土マネジメント部	県土マネジメント部長	会長
西日本高速道路(株) 関西支社 保全サービス事業部 保全サービス統括課	保全サービス統括課長	
西日本高速道路(株) 関西支社 阪奈高速道路事務所	阪奈高速道路事務所長	
【関係機関】		
奈良県警察本部 交通部	交通部長	
陸上自衛隊 第4施設団 第3科	第3科長	
奈良県消防長会	警防・防災部会長	
奈良県 総務部 知事公室 防災統括室	防災統括室長	
奈良県 福祉保険部医療政策局 地域医療連携課	地域医療連携課長	
(一社) 奈良県建設業協会	会長	
(一社) 日本建設機械レンタル協会 関西ブロック	関西ブロック長	
(一社) 日本機械土工協会 近畿支部	支部長	
(一社) 日本自動車連盟 関西本部 ロードサービス部	部長	
(一社) 建設コンサルタンツ協会 近畿支部	奈良地域委員長	
(一社) 奈良県地質調査業協会	会長	
(公社) 奈良県測量設計業協会	会長	
関西電力送配電(株) 奈良本部 配電グループ	チーフマネジャー	
NTT 西日本(株) 奈良支店 環境デザイン室	室長	
(公社) 日本水道協会 関西地方支部 奈良県支部 奈良県広域水道企業団 事務局	事務局長	
大阪ガスネットワーク(株)	北東部事業部長	
(一社) 日本コミュニティーガス協会	事務局長	
【オブザーバー】		
中部地方整備局 北勢国道事務所	副所長	
奈良県 県土マネジメント部 道路建設課	道路建設課長	

# 奈良県の道路啓開計画及び 道路啓開の最近の動向

令和8年6月9日

奈良県道路啓開計画協議会

第1回協議会

# 1. 奈良県域におけるこれまでの取り組み経緯

- 奈良県域において、令和6年2月に「奈良県域道路啓開計画策定ワーキンググループ」を設置し、関係機関とのワーキンググループを通じて、「奈良県域道路啓開計画(案)」の策定・改定を実施。

年月日	取組概要
令和6年2月5日	奈良県域道路啓開計画策定ワーキンググループ設置 第1回ワーキンググループの開催 ・ワーキンググループの設立に向けた目的および調整・検討内容の確認 ・ワーキンググループの設立に向けた申し合わせ(案)の確認 ・今後の検討事項について
令和6年6月19日	第2回ワーキンググループの開催 ・前回ワーキンググループ等の意見への対応について ・道路啓開の初動対応について ・啓開ルート計画について
令和6年9月5日	第3回ワーキンググループの開催 ・奈良県域道路啓開計画(案)について ・今後の検討事項について
令和6年10月4日	奈良県域道路啓開計画(案)の策定・公表
令和6年10月20日	(参考)令和6年度奈良県防災総合訓練の実施 ・県と奈良国道事務所がバリケード等による通行規制、迂回路への誘導を実施 ・造園建設業協会、建設業協会等が倒木や土砂の除去、撤去作業を実施
令和6年12月16日	第4回ワーキンググループの開催 ・奈良県域道路啓開計画(改定案)について ・今後のスケジュールについて
令和6年12月26日	奈良県域道路啓開計画(案)の改定・公表
令和7年1月15日	(参考)南海レスキュー ・奈良県庁に、4EB、自治体、国交省、関西電力送配電及びNTT西日本が集合し、道路啓開作業に関する確認 ・施設偵察に基づき、4EBと関係機関が連携し、道路啓開を実施
令和7年10月25日	(参考)令和7年度 近畿府県合同防災訓練・緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練・奈良県防災総合訓練 ・図上訓練:災害発生直後の災害対策本部事務局の対応及び関係機関リエゾンとの連絡調整等を実施 ・道路啓開訓練:関係機関による道路啓開訓練を実施
令和8年3月25日	第5回ワーキンググループの開催(書面) ・新たな道路啓開計画の枠組みについて ・申し合わせの改正について ・これまでの振り返りについて ・奈良県域道路啓開計画(改訂案)について

## 2. 道路啓開計画の法定化

- 令和7年4月 道路法が改正・施行され、道路啓開計画が法定化。

### 改正道路法における道路啓開の枠組み

道路啓開計画を法定化、実効性のある計画に基づいた道路啓開を実施(承認工事の特例の創設)

※道路啓開: 土砂・瓦礫等、自然災害に伴う道路上の障害物除去

#### 背景・必要性

能登半島地震等を受けた「道路啓開」の重要性の認識  
(人命救助、ライフラインの早期復旧、孤立集落への交通確保)

激甚化・頻発化する  
自然災害への対応強化

これまでの全国の  
啓開実績の反映

#### 改正概要

道路啓開計画の策定 及び 記載内容の明確化

対象災害、啓開目標、対象路線・区間、啓開方法、資材・機械の  
備蓄・調達、訓練、情報の収集・伝達方法 等

→ 法定協議会(道路管理者+関係機関)を経て決定

#### 令和6年能登半島地震における道路啓開

- STEP1 各役所(輪島市、能登町、珠洲市)までのアクセス(旋転・機転)を確保
- STEP2 多数の孤立集落があるR249等の沿岸部へのアクセス(「くしの楯」の「楯」)を優先的に確保
- STEP3 R249等の沿岸部の孤立集落への啓開を実施



道路啓開の実効性の向上

#### ① 管理区分を超えた啓開作業



事前に協議した対象路線に対し、当該道路管理者以外の者が円滑に作業できるよう措置

#### ② 実践的な啓開訓練



多くの関係者の協力のもとで車両・ガレキ移動、倒壊電柱除却などの訓練を実施

#### ③ 定期的な計画見直し

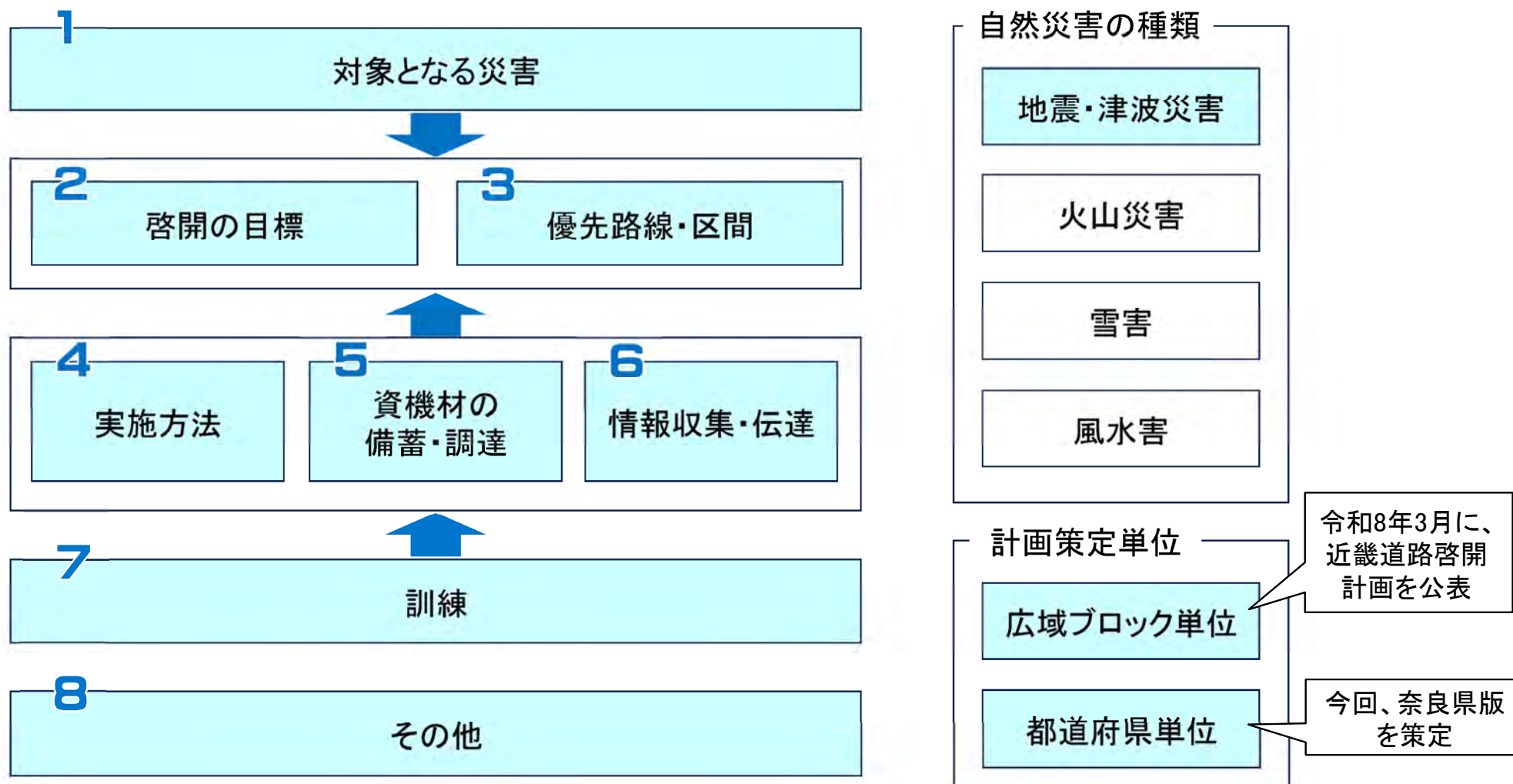


策定後の災害対応の実績や、地域の災害想定の見直し等を踏まえて計画を見直し

## 2. 道路啓開計画の法定化

➤ 道路啓開計画において、以下に示す8つの項目を記載することが明確化。

### 道路啓開計画の基本的な構成



出典：社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会 R7.6.20 第85回資料抜粋

令和7年7月に、「道路啓開計画ガイドライン【地震・津波編】」が公表

# 3. 近畿道路啓開計画の策定(令和8年3月策定) (参考:計画の概要)

## 近畿道路啓開計画の概要(1/3)

### 目的

令和6年1月に発生した能登半島地震では、人命救助、ライフラインの早期復旧、孤立集落への交通確保において道路啓開が極めて重要であることが改めて認識された。こうした教訓を踏まえ、令和7年に道路法等が改正され、道路啓開計画を策定することが法定化された。

近畿道路啓開計画は、近畿圏域(福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の2府5県の区域)において、道路管理者のほか関係機関も含めて構成される「近畿道路啓開計画協議会」での協議を経て、道路法第22条の3に定める道路啓開計画を策定し、関係機関との連携・協力のもと、大規模災害時における道路啓開の実効性を向上させることを目的とする。

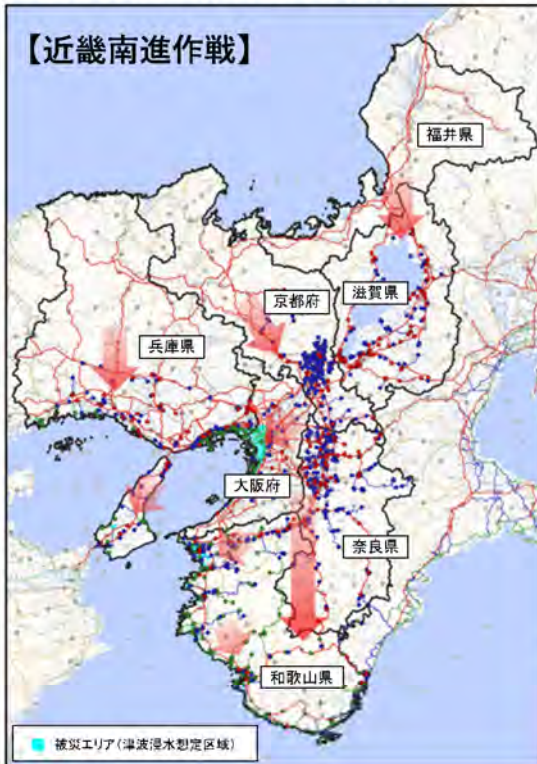
### 計画の概要

#### 1. 対象とする災害

- 本計画では、「南海トラフ地震」を対象災害、「南海トラフ地震防災対策推進地域」を啓開作業の対象エリア、津波浸水想定区域(和歌山県、大阪府、兵庫県の沿岸部)を被災エリア※として設定  
※和歌山県、大阪府、兵庫県が公表する津波浸水想定区域図において浸水が想定される区域(32市18町)

#### 2. 道路啓開の目標、3. 優先的に道路啓開を実施する路線・区間

- 発災から概ね 72 時間以内の道路啓開を目標として、道路ネットワークの整備状況を踏まえ、優先的に啓開すべき路線・区間を設定
- 能登半島地震の教訓を踏まえ、海路・空路を活用したアクセスルートを設定



種別	拠点の役割
広域進出拠点 ●	災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一次的な目標となる拠点等
進出拠点 ●	広域支援ルートから被災地(活動拠点)に向けた被災地進出を接続する防災拠点
救助活動拠点 ●	被災地(津波浸水域内等)の啓開の拠点となる防災拠点

種別	ルートの役割・機能
広域支援ルート (24h)	・各部隊等の広域的な移動のため、広域進出拠点を連絡するルート ・高速道路、直轄道路、都市高速から設定することを基本とする
被災地進出ルート (48h)	・被災地内の活動に向けて、広域支援ルートと進出拠点を連絡するルート
被災地内ルート (72h)	・甚大な津波被害等が想定される地域内のルート

#### 4. 道路啓開の方法

- 本来道路管理者に代わって国が啓開する路線を設定(直轄啓開予定道路)

路線設定の考え方	紀伊半島における道路ネットワークの実態を踏まえ、広域進出拠点(新宮市民運動競技場)までの主軸となる区間を設定
直轄啓開予定道路	【県管理道路】(合計 約120km) 国道168号(国道24号 五條市 本陣交差点～国道42号 新宮市 橋本交差点)
代替路	【県管理道路】(合計 約50km) 国道311号(国道42号 上富田町 岩崎交差点～国道168号 田辺市 本宮交差点)

- 直轄啓開予定道路の発動条件は、「和歌山県南部で震度6強以上の地震が観測され、南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合」または「和歌山県南部で大津波警報が発表され、南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合」



# 3. 近畿道路啓開計画の策定(令和8年3月策定) (参考:計画の概要)

## 近畿道路啓開計画の概要(2/3)

### 計画の概要

#### 5. 資機材の備蓄・調達

- 被災想定に基づき算出した必要な資機材量と備蓄量を比較し、必要量を確保できることを確認
- 道路管理者は、災害協定を締結した建設業者等における資機材の備蓄状況について毎年確認を行い、近畿道路啓開計画協議会の関係者間で共有

想定項目	被災量	必要な資機材量		備蓄量 (道路管理者+指定建設業者)
津波堆積物	60,000m <sup>3</sup>	土砂	2,000m <sup>3</sup>	501,081m <sup>3</sup>
沿道施設被害	災害廃棄物 163,000m <sup>3</sup>	土のう袋	65,000袋	706,358袋
		敷鉄板	6,000枚	35,386枚
電柱倒壊	200本	ブルドーザ	400台	430台
		バックホウ	600台	13,244台
橋梁段差 倒壊・落橋 流出	2,000橋	ホイールローダ	400台	2,022台
		ダンブトラック	700台	10,143台
放置車両等	42,000台	ユニック車	600台	1,796台
落石や自然斜面、盛土法面の崩壊	70箇所 110,000m <sup>3</sup>			

図 必要資機材量の算定 必要量確保

#### 6. 実践的な訓練

- 道路啓開の実効性を高めるため、道路管理者のほか、協議会に参画する関係機関が参加し、具体的行動の習熟及び連携の確認・強化を図る実践的な訓練を毎年実施

表 訓練年次計画案

訓練メニュー		初年度	2年目	3年目	4年目	5年目	備考
図上訓練	計画・マニュアルに基づく対応訓練(読み合わせ形式、ロールプレイング形式)	●	●	●	●	●	習熟度に応じて実施形式を設定(最初は読み合わせ、習熟した段階でロールプレイング形式等)
	24条承認の特例の実施に関する連絡調整、権限代行への移行手続き訓練				●		
実地訓練	災害情報共有システム等を活用した情報共有訓練	●	●	●	●	●	被災地調査などの実地訓練と組み合わせた訓練も可
	衛星画像、ドローン、電動自転車等を活用した被災地調査		●		●		
	関係企業・団体等と連携した啓開作業訓練(土砂・がれき等の撤去、放置車両等の移動、橋梁段差の解消、倒壊電柱の撤去等)			●	●	●	2~3テーマを決めて実施
通信手段途絶状態における通信手段確保訓練(スターリンク等)		●				●	

#### 7. 情報収集・伝達

- 道路管理者及び関係機関における情報収集・伝達は、以下の系統図に基づき実施
- 各府県は、道路啓開一元化窓口において道路啓開に関する各種情報を集約し、近畿地方整備局は、これらの窓口と連携して、近畿管内の道路啓開状況を把握・共有

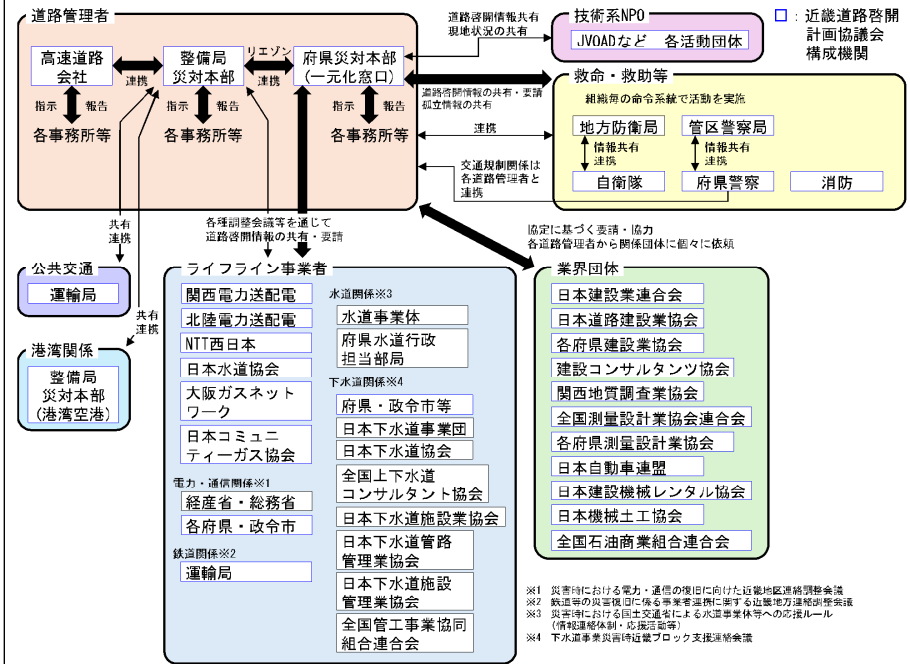


図 関係機関との情報伝達・体制系統図



# 3. 近畿道路啓開計画の策定(令和8年3月策定) (参考:計画の概要)

## 近畿道路啓開計画の概要(3/3)

### 計画の概要

#### 8. 2道路啓開計画のスパイラルアップ

- 計画策定は、道路管理者および関係機関で議論のうえ作成
- 策定後は、被災想定の見直しや災害対応の教訓等を踏まえ、定期的(5年に1回)に計画を見直す

#### 8. 3道の駅の活用

- 災害時の「道の駅」の迅速な活用と防災機能の強化に向け、各「道の駅」の位置や防災機能の現状を地図上で整理
- 広域支援ルート上の主要な「道の駅」のうち、広域進出拠点として19箇所を位置づけて活用

例) 滋賀県大津市	道の駅「妹子の郷」●▲	
京都府亀岡市	道の駅「ガレリアかめおか」	
奈良県奈良市	道の駅「クロスウェイなかまち」●▲	
和歌山県かつらぎ町	道の駅「かつらぎ西」▲	
和歌山県海南市	道の駅「海南サクアス」●▲	
和歌山県すさみ町	道の駅「すさみ」●▲	等

- 進出拠点ルート上の主要な「道の駅」のうち、進出拠点として13箇所を位置づけて活用

例) 滋賀県甲良町	道の駅「せせらぎの里こうら」●▲	
京都府南丹市	道の駅「京都新光悦村」	
奈良県平群町	道の駅「大和路へぐり」▲	等

●: 防災道の駅 ▲: 防災拠点自動車駐車場

- 直轄啓開予定道路に接続する道の駅「瀬峡街道熊野川」については、道路本線と同様に24条承認の特例を設定
- 道の駅「吉野路 大塔」「十津川郷」については、単独型のため24条承認の特例の設定はしないが、協定締結を行うなどして拠点として機能強化



道の駅「すさみ」



道の駅「海南サクアス」

#### 8. 4優先啓開ルート上のリスクの整理

- 優先啓開路線について、浸水想定区域、無電柱化の未整備区間、落橋のおそれ、盛土・法面の崩壊リスク等を地図上に整理し、可視化
- リスクが多い路線を事前に把握し、迂回ルートをあらかじめ設定

#### 8. 5地域の道路ネットワークの課題等の整理

- 都市部では、いまだミッシングリンクが存在しており、多数の渋滞箇所が発生、渋滞の慢性化、交通事故の発生等が課題
- 紀伊半島内陸部においては、過去の大規模災害において、国道168号や国道169号を含めた多くの道路で土砂崩壊や落橋等により通行止めとなり、孤立集落が発生した事例もあることから、強靱な道路ネットワークの確保の課題
- 紀伊半島沿岸部においては、高規格道路ネットワークのミッシングリンクが存在している一方で、並行する国道42号が南海トラフ地震に伴う津波浸水(最大津波高19m)による通行不能のおそれがあることから、津波に対して十分な高さを確保した道路整備の課題



図 関西エリアにおける高規格道路の未整備区間

#### 8. 6複合災害について

- 地震・津波災害に加え、雪害や風水害(大雨・台風・高潮・都市水害)が同時もしくは後発で発生する可能性を踏まえ、土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域など、被害発生につながるリスクを図示し、関係者間で情報を共有

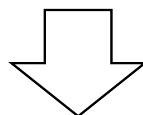
# 今後の進め方

令和8年6月9日

奈良県道路啓開計画協議会

第1回協議会

## 令和6年能登半島地震の発生

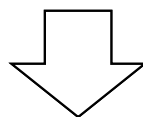


### 改正道路法の施行により、道路啓開計画が法定化(R7.4)

#### <道路啓開計画で検討する事項>

- |                     |                |
|---------------------|----------------|
| ①対象となる災害の種類         | ⑤資機材の備蓄・調達     |
| ②道路啓開の目標            | ⑥実践的な訓練        |
| ③優先的に道路啓開を実施する路線・区間 | ⑦情報収集・伝達       |
| ④道路啓開の方法            | ⑧その他（道の駅の活用 等） |

※広域ブロック単位として、  
R8.3に近畿道路啓開計画（地震・津波編）を策定

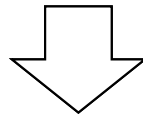


都道府県単位として、**奈良県道路啓開計画（地震・津波編）**の策定が必要

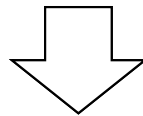
# 今後の進め方

令和8年6月9日  
(今回)

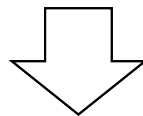
第1回奈良県道路啓開計画協議会の開催  
奈良県道路啓開計画協議会規約の提示



規約(第4条5)に基づくワーキンググループで実務的な検討を実施  
※実務者レベルで構成予定  
※今後、各機関と調整し担当者を設定



第2回奈良県道路啓開計画協議会の開催(中間報告)  
奈良県道路啓開計画(素案)の提示



令和8年度内目標

第3回奈良県道路啓開計画協議会の開催  
改正道路法に基づく奈良県道路啓開計画の策定・公表